

可児市農業委員会第6回農業委員会総会議事録

開催日時	平成27年6月8日(月)午後1時30分から2時30分
開催場所	可児市役所 5階全員協議会室
出席委員	生田 信昭、吉田 正則、奥村 信隆、可児 隆彦、續木 明彦、山田 照男、杉本 隆久、井藤 平榮、堀井 省治、大澤 正幸、小池一二三、渡邊 千春、可児すみ子、勝野 英俊、可児 勉、土田 幸嗣、仙石 廣男
欠席委員	奥村 武司、菱川 幸夫
事務局	事務局長 牛江 宏 課長 堀部 建樹、係長 渡辺 義信、書記 山本 尚美
議案	第35号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について 第36号 農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について 第37号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について 第38号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
議事	局長 開会に先立ち、事務局から発言を求められていますので、お願いします。 事務局 事務局から議案書一部訂正及び転用許可申請取下げがありますので、よろしく申し上げます。第6回可児市農業委員会総会議案の2頁を開いて下さい。 議案第36号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請における受付番号1、兼山字中道の土地の現況の地目が雑種地となっていますが、田に訂正をお願いします。その下段の田の合計筆数2筆を3筆に、田の合計面積1,547㎡を2,001㎡に訂正をお願いします。また、右側の転用理由の太陽光発電設備49.5kwを79.2kwに訂正をお願いします。以上、地目を田に、筆数を3筆に、面積を2,001㎡に、発電容量を79.2kwに4箇所を訂正をよろしく申し上げます。 次に、同じく議案第36号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請における受付番号8の転用許可申請が、申請者側からの取下げの届けにより、審議の対象から除外しますので、よろしく申し上げます。 以上です。
議長	平成27年第6回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。 本日の欠席委員は1番奥村武司委員、8番菱川幸夫委員の2名で、只今の出席委員は17名と定足数に達しておりますので、これより平成27年第6回可児市農業委員会総会を開会いたします。 なお、15番可児すみ子委員が少し遅れてみえますので、よろしく申し上げます。 それでは、議事に入ります。なお、本日の日程は、お手元に配布しました議案のとおり

りとなっております。

日程第 1、議事録署名委員の指名を行ないます。本日の署名委員は議長において、6 番續木明彦委員、7 番山田照男委員の両名を指名します。

議 長 日程第 2、議案 35 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について、を議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第 35 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可の内容について、説明させていただきます。今回は、売買による所有権の移転 2 件の申請があります。

受付番号 1 の案件は、譲渡人の谷迫間の方と譲受人の坂戸の方との間における売買による所有権移転の許可を求めるものです。

土地の概要は、坂戸字石田、地目は田で、面積は 677 m²、農振区域内の農用地です。

譲受人は、譲受人が耕作する隣地の田と一体利用するため申請地を取得し、農業規模の拡張を計画するとなっております。

受付番号 2 の案件は、譲渡人の土田の方と譲受人の坂戸の方との間における売買による所有権移転の許可を求めるものです。

土地の概要は、坂戸字石田、地目は田で、面積は 549 m²、農振区域内の農用地です。

譲受人は、譲受人が耕作する隣地の田と一体利用するため申請地を取得し、農業規模の拡張を計画するとなっております。受付番号 1 の譲受人と同一人ですので、譲受後の耕作面積はまとめまして 11,927 m²となります。

この案件は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。以上で、説明を終わらせていただきます。

議 長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありました。地元委員から発言をお願いします。受付番号 1、2 坂戸お願いします。

吉田委員 受付番号 1、2 について、3 番吉田が報告します。

受付番号 1 について、現況は田で、すでに田植えがしてあり、これを譲渡するという
ことで、特に問題ないと思います。

受付番号 2 についても、現況は田で、田植えがしてあります。この辺りは譲受人が外にもたくさん買われているようですが、今までも購入してみえますし、問題ないと思います。

議 長 ご苦労さまでした。只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。日程第 2、議案第 35 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議 長 異議ないものと認め、本案件は原案のとおり許可することに決しました。

議 長 日程第 3、議案第 36 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について、を議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

議案第 36 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請の内容について、説明させていただきます。今回は、売買による所有権移転 9 件、使用貸借権の設定 1 件、賃貸借権の設定 1 件、合計 11 件の申請があります。

受付番号 1 の案件は、譲渡人の名古屋市名東区の方と譲受人の名古屋市名東区の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受人が太陽光発電設備を設置するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、兼山字中道外 2 筆、地目は田、面積は合計 2,001 m²。農振区域外の農地で、申請地の東側は道路と宅地、西側は畑と宅地、南側は宅地と水路、北側は宅地となっており、許可後 8 月末までの工事の計画としての申請です。

転用事由としましては、太陽光発電設備、発電出力 79.2kw を設置するとの計画であります。

農地転用許可区分は、住宅及び事業施設が連たんとなっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は地下自然浸透、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号 2 の案件は、譲渡人の名古屋市名東区の方と譲受人の御嵩町御嵩の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が隣接宅地との擁壁の保護敷地として利用する目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、兼山字中道、地目は田、面積は 2.70 m²。農振区域外の農用地区域外の農地で、申請地の東側は道路、西側は畑、南側は譲渡人の田、北側は譲受人の宅地となっており、許可後 6 ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、北側に隣接する譲受人の宅地における擁壁の保護敷地とするとの計画であります。

農地転用許可区分は、住宅及び事業施設が連たんとなっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は地下自然浸透、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号 3 の案件は、譲渡人の谷迫間の方と譲受人のみずきヶ丘の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が貸駐車場として利用する目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、谷迫間字中田、地目は田、面積は 536 m²。農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は谷迫間川、西側は田、南側は谷迫間川、北側は道路となっており、許可後 12 ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人が南側の電気工事業を営む法人の従業員用駐車場とするとの計画であります。

農地転用許可区分は、事業施設や学校が近接しており、農地の一団が 10ha 未満であることから、立地基準判定は第 2 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は地下自然浸透、上下水道は不要、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号4の案件は、譲渡人の岐阜市の方と譲受人の矢戸の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が自宅前に倉庫を建設し一体利用する目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、矢戸字弁入、地目は畑、面積は350㎡。農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は譲受人の宅地、西側は山林、南側は畑、北側は譲受人の宅地となっており、許可後12ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、申請地北側に隣接して居住の譲受人の倉庫建築及び家庭菜園地とするとの計画であります。

農地転用許可区分は、市役所支所春里連絡所まで360mとなっていることから、立地基準判定は第2種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は地下自然浸透、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号5の案件は、譲渡人の土田の方外1名と譲受人の土田の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が貸駐車場として利用する目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字渡外1筆、地目は畑、面積は合計1,320㎡。第1種住居地域の農地で、申請地の東側は宅地と畑、西側は宅地と畑、南側は畑、北側は宅地と畑となっており、許可後6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人が西側隣接の宅地を進入路として一体利用して、人材派遣業の社員駐車場とするとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は地下自然浸透、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号6の案件は、譲渡人の川合の方と譲受人の下恵土の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受人が介護施設を建設する目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、川合字大廻間、地目は田、面積は1,001㎡。農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は田、西側は田、南側は道路、北側は道路となっており、許可後平成28年3月末までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人が介護施設、有料老人ホームを建設するとの計画であります。

農地転用許可区分は、あらい歯科医院まで140m及びかわい幼稚園まで220mであることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は道路側溝、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号7の案件は、譲渡人の広見の方と譲受人の塩の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が一般個人住宅を建設する目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、今渡字松葉、地目は畑、面積は 295 m²。第 1 種住居地域の農地で、申請地の東側は道路、西側は宅地、南側は宅地、北側は宅地となっており、許可後 6 ヶ月の計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人が一般個人住宅を建設するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第 1 種住居地域であることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は地下自然浸透、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号 9 の案件は、譲渡人の下恵土の方と譲受人の北名古屋市の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受人が分譲宅地の造成のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字豊田、地目は田で、面積は 972 m²。第 1 種住居地域の農地で、申請地の東側は道路、西側は水路、南側は道路、北側は田となっており、許可後 1 年間の計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は 4 区画の宅地造成を行い、宅地分譲するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第 1 種住居地域であることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は道路側溝、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号 10 の案件は、貸付人の徳野南の方と借受人の東京都荒川区の法人との間における賃貸借権の設定で、賃借人が娯楽業店舗（遊技場）及び駐車場とする目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字長津良、地目は田で、面積は 3,150 m²。近隣商業地域で、申請地の東側は水路、西側は道路、南側は宅地、北側は転用許可済地となっており、許可後 1 年間の計画としての申請です。

転用事由としましては、借受人は、申請地周囲の隣接地を一体利用して店舗（遊技場）及び駐車場を建設するとの計画であります。

農地転用許可区分は、近隣商業地域であることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は一旦地下貯留槽に溜め東側水路へ下流に影響のないよう放流、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号 11 の案件は、譲渡人下恵土の方と譲受人の美濃加茂市の方との間における土地交換による所有権の移転で、譲受人が譲受人の転用許可済地と一体利用して一般個人住宅を建設する目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字宮前、地目は田で、面積は 31 m²。第 1 種住居地域で、申請地の東側は譲受人の転用許可済地、西側と南側は譲渡人の田、北側は水路となっており、許可後 11 月末までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は、転用許可済地の事業変更で縮小し減らした土地と

譲渡人の申請地と交換し、一体利用して一般個人住宅を建設するとの計画であります。
農地転用許可区分は、第1種住居地域であることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水及び上下水道は道路の埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま

す。関連案件で5条事業計画変更受付番号2が一体利用対象地、5条事業計画変更受付番号3が交換対象地です。

受付番号12の案件は、貸付人の下恵土の方と借受人の愛知県清須市の方との間における使用貸借権の設定で、借受人が一般個人住宅とする目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字宮前、地目は田で、面積は319㎡。第1種住居地域で、申請地の東側は貸付人が土地交換で譲渡する田と取得する雑種地、西側は田、南側は道路、北側は水路となっており、許可後11月末までの計画としての申請です。

転用事由としましては、貸付人の子である借受人の一般個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域であることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水及び上下水道は土地交換で取得する雑種地先の道路の埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま

す。関連案件で5条事業計画変更受付番号3が一体利用対象地です。

いずれの案件も、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任を持って対処し、一切の迷惑を掛けないとなっており、特に支障になることはないと思われま

す。以上で説明を終わらせていただきます。
ありがとうございます。只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から順次、発言をお願いします。受付番号1、2兼山をお願いします。

議 長
山田委員

受付番号1、2について、7番山田が報告します。

受付番号1について、雨水排水は自然浸透ということで、農業用水への影響はなしで、問題ないと思いま

す。受付番号2について、雨水排水は自然浸透で、農業用水への影響はなしで、問題ないと思いま

議 長
小池委員

す。ご苦労さまでした。続きまして、受付番号3谷迫間をお願いします。

受付番号3について、13番小池が報告します。

平成20年に農振除外されており、作付けはなしで雑木が立っています。西側の隣地同意書、土地改良の同意書がでており、貸駐車場ということで上下水道は接続不要で、排水は問題ないと思いま

議 長
生田委員

す。ご苦労さまでした。続きまして、受付番号4矢戸をお願いします。

受付番号4について、2番生田が報告します。

北側は譲受人の宅地で、南側の畑の同意書があり、倉庫ということで、農業用水への影響はないと思いま

議 長
井藤委員

す。ご苦労さまでした。続きまして、受付番号5土田をお願いします。

受付番号5について、10番井藤が報告します。

貸駐車場ということで、隣地同意書がでており、コンクリートブロックで雨水が外部へ出ないようにするというので、農業用水への影響はないと思います。

議 長 ご苦労さまでした。続きまして、受付番号 6 川合お願いします。

杉本委員 受付番号 6 について、9 番杉本が報告します。

土地改良と隣地の同意書があり、問題ないと思います。

議 長 ご苦労さまでした。続きまして、受付番号 7 今渡お願いします。

大澤委員 受付番号 7 について、菱川委員が欠席ですので、12 番大澤が報告します。

この 1 筆だけが農地で、周囲は宅地ですので、問題ないと思います。

議 長 ご苦労さまでした。続きまして、受付番号 9、10、11、12 下恵土お願いします。

可児(勉)委員 受付番号 9、10、11、12 について、17 番可児が報告します。

受付番号 9 について、4 区画の宅地造成ということで、一般基準はすべてクリアされており、問題ないと思います。

受付番号 10 について、北側と東側の商業地域の駐車場となっている所と一体利用するもので、商業地域ですので、問題ないと思います。

受付番号 11、12 について、出入り口の関係で分けて申請したもので、特に問題ないと思います。

議 長 ご苦労さまでした。只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。日程第 3、議案第 36 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見については、原案のとおり県に進達することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議 長 異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり県に進達することに決しました。

議 長 日程第 4、議案第 37 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について、を議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 37 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について、説明させていただきます。今回は 3 件の申請です。

受付番号 1 の案件は、事業者の広見の法人から規模拡張し園児及び老人の運動広場とする目的のため承認を求めるものです。

なお、説明資料の転用目的が一般個人住宅になっていますので、運動広場に訂正願います。

農地転用許可区分は、第 1 種住居地域であることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

土地の概要は、広見字伊之木、地目は田、面積は 594 m²。農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は道路、西側は 5 条申請中の田、南側は道路、北側は保育園敷地となっております。

変更事由としましては、事業者から西側の 5 条申請中の田と申請地を一体利用して、園児及び老人の運動広場とするとの計画であります。

一般基準判定につきましては、雨水排水は地下自然浸透、上下水道は接続不要、農業

用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号2の案件は、当初貸付人が貸駐車場に計画していましたが、貸付人の美濃加茂市の方と貸付人の子である借受人の土田の方との間における使用貸借権の設定で、借受人が一般個人住宅と変更する目的のため承認を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字宮前、地目は田で、面積は177㎡。第1種住居地域で、申請地の東側は道路、西側は土地交換で譲り受ける転用申請中の田、南側は土地交換で譲渡する雑種地、北側は水路となっており、承認後11月末までの計画としての申請です。

変更事由としましては、貸付人の子である借受人の一般個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域であることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水及び上下水道は道路の埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

関連案件で5条受付番号11が一体利用対象地です。

受付番号3の案件は、当初譲渡人の美濃加茂市の方が貸駐車場に計画していましたが、譲渡人の子が一般個人住宅を建築するため、譲受人の下恵土の方と土地交換する申請地の承認を求めるとに変更するものです。

土地の概要は、下恵土字宮前、地目は田で、面積は22㎡、第1種住居地域で、申請地の東側は市道沿い水路、西側は譲受人の転用申請中の田、南側は道路、北側は譲渡人の田となっており、承認後11月末までの計画としての申請です。

変更事由としましては、譲受人の子が一般個人住宅を建築する計画であり、西側の譲受人の土地と一体利用するため申請地を転用するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域であることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水及び上下水道は道路の埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

関連案件で5条受付番号12が一体利用対象地、5条受付番号11が交換対象地です。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から順次、発言をお願いします。受付番号1広見をお願いします。

可児(隆)委員 受付番号1について、5番可児が報告します。

平成25年3月に5条許可されましたが、西側隣接地と一体利用するというので、問題ないと思います。

議長 ご苦労さまでした。続きまして、受付番号2、3下恵土をお願いします。

可児(勉)委員 受付番号2、3について、17番可児が報告します。

先ほど5条で説明しましたとおり、問題ないと思います。

議長 ご苦労さまでした。只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

吉田委員 受付番号2、3について、説明資料と議案の所有者が違うのは、相続されたのでしょうか。

事務局 当初の申請者は資料にある方ですが、相続により現在の所有者は議案の方となっております。

議	長	吉田委員、よろしいでしょうか。
吉田委員		わかりました。
議	長	他に、ございませんか。
		【意見なしの声多数あり】
議	長	ご意見も無いようですのでお諮りいたします。日程第 4、議案第 37 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見については、原案のとおり県に進達することに、ご異議ございませんか。
		【異議なしの声多数あり】
議	長	異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり県に進達することに決しました。
議	長	日程第 5、議案第 38 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		議案第 38 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、説明させていただきます。今回は 5 月 1 日から 5 月 31 日までに受理した 4 件の案件について報告させていただきます。
		東帷子の方外 3 名からの届出の案件は、田 5 筆、面積は合計 3,768. m ² 、畑 13 筆、面積は合計 3,104.39 m ² の総合計 18 筆、総面積は合計 6,872.39 m ² です。
		いずれも相続により所有権を取得し、農業委員会によるあっせんの希望については、ありませんでした。以上で説明を終わらせていただきます。
議	長	ありがとうございました。只今、事務局から説明がありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。
		【意見なしの声多数あり】
議	長	ご意見も無いようですので、本案件は原案のとおり受理します。
議	長	以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。委員各位には、各案件について慎重審議を賜り誠にありがとうございました。
		これをもちまして、平成 27 年第 6 回可児市農業委員会総会を閉会させていただきます。誠に、ご苦労様でございました。